

県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第47号

県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例施行規則（平成22年香川県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(債権の適用除外)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号）第2条第1号に規定する県営住宅の家賃及び同条第6号に規定する駐車場の使用料</p> <p>(2) 略</p> | <p>(債権の適用除外)</p> <p>第2条 条例第3条第3号の規則で定める債権は、次に掲げる債権とする。</p> <p>(1) 香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号）第2条第1号に規定する県営住宅の家賃</p> <p>(2) 略</p> |

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、この規則の施行の日以後に納期限が到来する県の債権について適用する。